

令和8年度
家庭用地域脱炭素移行促進設備等導入支援事業補助金に関するご案内

御殿場市では、地域の脱炭素社会実現に向け、環境への負荷が少ないエネルギーの利用に係る市民の取組を推進し、地球温暖化の防止及び環境の保全を図るため、予算の範囲内で補助金の交付を行っています。

【 補助対象者 】

※御殿場市に住民登録があり、市町村税の滞納がなく、過去に同じ補助対象設備で補助金の交付を受けていない者（生計を同じくしている者を含む）に限ります。


補助対象設備の種別	補助対象者
1 太陽光発電設備	既存住宅（※）に太陽光発電設備を設置した者（電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給を行う者を除く。）
2 蓄電システム	既存住宅（※）に蓄電システムを設置した者
3 次世代自動車 ・電気自動車（EV） ・燃料電池自動車（FCV）	次のいずれかに該当すること ア 次世代自動車の所有者かつ使用者であること イ 次世代自動車の所有権留保付きの融資を受けて取得した場合にあっては、当該自動車の使用者であること

※保証開始日時点で建築完了日（建売住宅は購入日）から1年以上経過している住宅

【 補助額・補助対象設備 】 ※全ての設備においてリース・サブスク・中古は対象外

補助対象設備	補助額	補助対象設備の条件
1 太陽光発電設備	モジュールの出力	住宅の屋根等に設置し、太陽光を利用して発電するシステムのうちモジュール最大出力が10kW未満の住宅用のもの *増設は対象外 *持ち運び可能なものは対象外
	1kW以上	
2 蓄電システム	公称容量	JIS規格に準拠若しくは一般社団法人日本電気協会が設置するJEA蓄電池設備認定委員会が認定したもの又はこれらと同等の性能を有すると市長が認めたものであって、土地に定着されたもの *持ち運び可能なものは対象外
	1kWh以上	
3 次世代自動車 ・電気自動車（EV） ・燃料電池自動車（FCV）	5万円	初度登録のものであって、CEV補助金の交付を受けているもの

設備別必要書類及びカラー写真一覧表

1 太陽光発電設備	
書類	①設置に係る平面図 ②カタログ等のパネルの性能・仕様が分かる書類 ③保証書の写し
写真	④全てのモジュール設置面 ⑤パワーコンディショナーの全景 ⑥パワーコンディショナーの型式No. ⑦モジュールの設置面を含む家の全景
2 蓄電システム	
書類	①蓄電池システムのカタログ等、性能・仕様が分かる書類 ②蓄電池システムの附属設備（パワーコンディショナー等）のカタログ等、性能・仕様が分かる書類 ③安全基準の適合（JET認証等）を証する書類（写真で確認できる場合は不要）  ※機器本体型式No.と共に印字されています（一例） ④保証書の写し
写真	⑤蓄電池ユニットの全景 ⑥蓄電池ユニットの型式No. ⑦パワーコンディショナー等の全景 ⑧パワーコンディショナー等の型式No. ☆電力変換装置内蔵型の場合、内蔵していることを示す書類を添付してください。（施工業者作成の図面でも可） ☆すでに太陽光発電設備のパワーコンディショナーがある場合は、全景と型式No.のわかる写真も提出してください。 ⑨家の全景
3 次世代自動車【電気自動車（EV）・燃料電池自動車（FCV）】	
書類	①自動車検査証の写し ②CEV補助金の交付決定通知書の写し ③車検証の所有者と使用者が異なる場合は、その理由が分かる書類の写し（注文書等）
写真	④ナンバープレートが入った車の全景

【 デジタル地域通貨の付与 】 ～複数設備を同時に導入された方に付与します～

付与額及び条件

○次の3つのうち2つ以上を同時に導入・申請する

	対象設備	例1	例2	例3	例4	⇒10,000ダラー 付与 (利用期限1年)
I	太陽光発電設備	○		○	○	
II	蓄電システム	○	○		○	
III	次世代自動車 【電気自動車（EV）・燃料電池自動車（FCV）】		○	○	○	

【 補助対象設備設置期間 】

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）までに保証開始（登録）した設備が令和8年度の補助対象設備です。

【 申請期間 】

申請は保証開始日以後（登録後）の申請です。

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）までに申請してください。

※予算の範囲内での補助金交付となるため、お早めに申請をお願いします。

【 申請時の必要書類 】

1 補助金申請 *申請書類不備の場合は受理することができません。ご注意ください。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 設備及びその設置場所の案内図（地図）
- (4) 滞納のない証明書
(申請日の直近3か月以内に発行されたもので、その他申請書類と同一の住所のもの。)
《市役所税務課、各支所、駅前サービスセンターで「滞納のない証明書」を取得してください》
※令和8年1月1日に御殿場市に居住していなかった方は、前住所地で税金を完納していることが分かる書類（完納証明書、納税証明書、滞納のない証明書など）を取得し添付してください。
- (5) 領収証の写し（次世代自動車は除く）
- (6) 設置設備に係る内訳書の写し（見積書等、工事費用の詳細が分かるもの）
- (7) 補助金交付請求書（様式第4号）
- (8) 振込先の口座番号や名義人がわかる書類（通帳等）の写し
- (9) 既存住宅であることを証する書類
(固定資産税課税通知や家屋評価証明、登記事項証明書など）（次世代自動車は除く）
- (10) その他設備別必要書類及び設備設置の状況を示すカラー写真（2ページの表をご確認ください）
- (11) その他市長が必要と認めるもの

2 デジタル地域通貨付与申請

- (1) デジタル地域通貨請求書（様式第5号）
- (2) その他市長が必要と認めるもの

【 補助金・地域通貨の請求 】

市から補助金の交付決定を受けた方は、交付決定通知を受けた日から10日以内に補助金交付請求書（様式第4号）を、30日以内にデジタル地域通貨請求書（様式第5号）を環境課に提出することになっておりますが、補助金交付申請書提出時に一緒に提出していただいても構いません。その際は日付や交付決定通知の日付、金額等は記入しないでください。また、印を鮮明に押印し、記入間違いのないよう注意してください。

【 注意事項 】

- ☆申請書類に不備がある場合や申請期間を過ぎている場合は、受理することができません。チェックシートによる事前確認をお奨めします。
- ☆申請者と各種提出書類に記載された氏名と住所が全て同一でなければ、補助金交付ができません。
- ☆**過去に補助金交付を受けた補助対象設備を付け替える場合や増設は補助対象外です。**
- ☆業者の方が代理申請する場合は、「代理人選任届」の提出が必要です。申請者本人が記入する場合は押印不要です。
- ☆鉛筆や消せるペン（フリクション等）で記入されたもの、押印箇所にマーカー等で記入があるものは再提出をお願いすることがあります。
- ☆請求書の日付欄は記入しないでください。（記入されていると再提出をお願いすることがあります。）
- ☆請求書の記入間違いは訂正印による訂正が原則認められませんので、書き直していただきます。
- ☆複数設備を導入した場合の補助金申請は、各設備の保証開始日（登録日）が同じ年度に属する場合は1つの申請書で申請できます。各設備の保証開始日（登録日）の属する年度が異なる場合は、それぞれの年度で申請してください。
- ☆デジタル地域通貨の付与は、1つの申請書で複数の設備の補助金申請を行った場合のみ適用されます。
- ☆申請に必要な書類が揃わなかったなどの理由で、令和7年度の補助金の交付を受けておらず、**令和8年1月1日から令和8年3月31日までに取得したものがあ**る場合は、令和8年度の補助金で申請することができますが、**補助金の対象設備や補助金額・デジタル地域通貨の付与の条件は令和7年度の補助金交付要綱に基づき対応します**ので、事前にご連絡をお願いします。

【 書類提出場所 】

御殿場市役所 本庁舎1階 環境市民部 環境課 へ直接お持ちください。

※申請の際には全ての添付書類を揃えてお持ちください。トラブル防止のため、書類不足の場合の申請書のお預かりは行っておりません。

※窓口での提出ができない場合は、事前にお問い合わせください。事前にお問い合わせがなく、郵送にて提出された場合は返送させていただきます。

問い合わせ

御殿場市役所環境市民部 環境課環境政策・保全スタッフ

TEL : 0550-83-1603

FAX : 0550-83-1685

E-mail : kankyo@city.gotemba.lg.jp